

国際予備審査機関 F I	フィンランド特許登録庁 (PRH)	附属書 E F I
予備審査手数料 (PCT規則58) <sup>1</sup>	ユーロ (EUR)	600
追加の予備審査手数料 (PCT規則68.3) <sup>2</sup>	EUR	600
取扱手数料 (PCT規則57.1) <sup>3</sup>	EUR	185
国際予備審査報告に列記された文献の写し (PCT規則71.2)	出願人は、国際予備審査報告とともに、そこで列記された各文献の写し1通を無料で受領する。選択官庁も請求に基づき、最初の写しを無料で受領する。	
写しの入手方法	出願人及び選択官庁は pct@prh.fi に電子メールで請求することによって追加の写しを入手できる。	
手数料	無 料	
国際出願の一件書類中の文書の写しのため の手数料 (PCT規則94.2)	1 頁につき	EUR 0.60
国際予備審査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す PCT規則58.3に規定する場合：100%払戻し 国際出願又は国際予備審査の請求が国際予備審査の開始前に取 下げられた場合：100%払戻し	
異議申立手数料 (PCT規則68.3(e))	な し	
遅延提出手数料 (PCT規則13の3.2)	EUR	200
国際予備審査のために受理する言語	英語、フィンランド語、スウェーデン語	
審査をしないこととしている対象	PCT規則67.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、フィン ランドの特許法の規定に従い特許付与出願において調査される いずれかの対象を除く。	

[次頁に続く]

- この手数料は、国際予備審査機関に支払う。
- この手数料は、特別の事情がある場合にのみ国際予備審査機関に支払う。
- この手数料は、国際予備審査機関に支払う。この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される (対応する附属書C (IB) 参照)。

## 委任状の提出要件の放棄

国際予備審査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？

している<sup>4</sup>

別個の委任状が要求される特別の状況

代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書又は国際予備審査請求書に記載されていなかった者を選任した時、又はその者が書類を提出した時

国際予備審査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？

している<sup>4</sup>

包括委任状の写しが要求される特別の状況

代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書又は国際予備審査請求書に記載されていなかった者を選任した時、又はその者が書類を提出した時

4 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。